

表1 3歳以上の保育を必要としない子ども（1号認定子ども）に係る利用者負担基準額表  
 （平成30年4月改定）

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担基準額 (単位：円/月)
		教育標準時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又はこれに準ずると市長が認める世帯	0
第2階層	当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の区市町村民税非課税世帯及び区市町村民税の額が均等割の額のみ世帯又は令第4条第1項第4号に規定する養育里親等	3,000 (0)
第3階層	当該年度分の区市町村民税課税世帯のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	10,100 (3,000)
第4階層	当該年度分の区市町村民税課税世帯のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	20,500
第5階層	当該年度分の区市町村民税課税世帯のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が211,201円以上の世帯	25,700

表1のうち、第2階層及び第3階層で次に掲げる世帯に該当するもの（以下「ひとり親世帯等」という。）については、同階層の（ ）内に掲げる基準額を適用する。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯（令第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（障がい者又は障がい児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障がい者等」という。）に限る。）の属する世帯

- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（在宅障がい者等に限る。）の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（在宅障がい者等に限る。）の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者（在宅障がい者等に限る。）の属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者（在宅障がい者等に限る。）の属する世帯
- (7) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

表2 3歳以上の保育を必要とする子ども（2号認定子ども）に係る利用者負担基準額表  
 （平成30年9月改定）

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担基準額 （単位：円／月）	
			保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）若しくはこれに準ずると市長が認める世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親（以下「里親」という。）		0	0
B階層	当該年度分の区市町村民税非課税世帯		0	0
C階層	当該年度分の区市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯		1,900	1,800
D階層	当該年度分の区市町村民税課税世帯のうち、調整後区市町	第1階層 47,700円未満	4,200 (4,200)	4,100 (4,100)
		第2階層 47,700円以上55,700円未満	5,400 (5,400)	5,300 (5,300)
	村民税所得	第3階層 55,700円以上62,900円未満	7,700 (6,000)	7,500 (6,000)

	割課税額が 次の区分に 該当する世 帯	第4階層	62,900円以上78,500円未満	10,400 (6,000)	10,200 (6,000)
		第5階層	78,500円以上96,500円未満	12,600	12,300
		第6階層	96,500円以上114,500円未満	14,800	14,500
		第7階層	114,500円以上137,300円未満	17,200	16,900
		第8階層	137,300円以上160,100円未満	19,400	19,000
		第9階層	160,100円以上174,200円未満	20,900	20,500
		第10階層	174,200円以上232,100円未満	22,400	22,000
		第11階層	232,100円以上274,100円未満	23,900	23,400
E階層	当該年度分 の区市町村 民税課税世 帯のうち、調 整後区市町 村民税所得 割課税額が 次の区分に 該当する世 帯	第1階層	274,100円以上299,900円未満	25,200	24,700
		第2階層	299,900円以上329,300円未満	26,400	25,900
		第3階層	329,300円以上361,700円未満	27,700	27,200
		第4階層	361,700円以上394,700円未満	29,200	28,700
		第5階層	394,700円以上428,300円未満	30,700	30,100
		第6階層	428,300円以上464,600円未満	32,200	31,600
		第7階層	464,600円以上498,500円未満	33,900	33,300
		第8階層	498,500円以上534,500円未満	35,400	34,700
		第9階層	534,500円以上571,400円未満	36,800	36,100
		第10階層	571,400円以上611,000円未満	38,000	37,300
		第11階層	611,000円以上666,000円未満	39,100	38,400
		第12階層	666,000円以上736,000円未満	39,800	39,100
		第13階層	736,000円以上826,000円未満	40,400	39,700
		第14階層	826,000円以上926,000円未満	40,900	40,200
		第15階層	926,000円以上	41,400	40,600

表3 3歳未満の保育を必要とする子ども（3号認定子ども）に係る利用者負担基準額表

（平成30年9月改定）

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担基準額（単位：円／月）				
			0歳		1・2歳		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）若しくはこれに準ずると市長が認める世帯又は里親		0	0	0	0	
B階層	当該年度分の区市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	
C階層	当該年度分の区市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯		2,500	2,400	2,400	2,300	
D階層	当該年度分の区市町村民税課税世帯のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	第1階層	47,700円未満	5,700 (5,700)	5,600 (5,600)	5,500 (5,500)	5,400 (5,400)
		第2階層	47,700円以上 55,700円未満	8,000 (8,000)	7,800 (7,800)	7,600 (7,600)	7,400 (7,400)
	第3階層	55,700円以上 62,900円未満	10,900 (9,000)	10,700 (9,000)	10,400 (9,000)	10,200 (9,000)	
		62,900円以上 78,500円未満	14,400 (9,000)	14,100 (9,000)	13,800 (9,000)	13,500 (9,000)	
	第5階層	78,500円以上 96,500円未満	18,400	18,000	17,600	17,300	
		96,500円以上 114,500円未満	21,900	21,500	20,900	20,500	
	第7階層	114,500円以上 137,300円未満	25,500	25,000	24,400	23,900	
		137,300円以上 160,100円未満	28,900	28,400	27,600	27,100	

		第9階層	160,100円以上 174,200円未満	33,000	32,400	31,400	30,800
		第10階層	174,200円以上 232,100円未満	37,500	36,800	35,600	34,900
		第11階層	232,100円以上 274,100円未満	42,000	41,200	39,900	39,200
E階層	当該年度分の 区市町村民税 課税世帯のうち、調整後区 市町村民税所得割課税額が 次の区分に該当する世帯	第1階層	274,100円以上 299,900円未満	46,700	45,900	44,300	43,500
		第2階層	299,900円以上 329,300円未満	50,100	49,200	47,200	46,300
		第3階層	329,300円以上 361,700円未満	53,000	52,000	49,700	48,800
		第4階層	361,700円以上 394,700円未満	55,700	54,700	52,200	51,300
		第5階層	394,700円以上 428,300円未満	58,500	57,500	54,600	53,600
		第6階層	428,300円以上 464,600円未満	61,300	60,200	57,000	56,000
		第7階層	464,600円以上 498,500円未満	63,600	62,500	59,100	58,000
		第8階層	498,500円以上 534,500円未満	66,100	64,900	61,300	60,200
		第9階層	534,500円以上 571,400円未満	68,900	67,700	63,800	62,700
		第10階層	571,400円以上 611,000円未満	71,600	70,300	66,100	64,900
		第11階層	611,000円以上 666,000円未満	74,100	72,800	68,400	67,200

	第12階層	666,000円以上 736,000円未満	74,700	73,400	68,700	67,500
	第13階層	736,000円以上 826,000円未満	75,200	73,900	69,000	67,800
	第14階層	826,000円以上 926,000円未満	75,600	74,300	69,300	68,100
	第15階層	926,000円以上	76,000	74,700	69,600	68,400

表2及び表3のD階層のうち、ひとり親世帯等であって、調整後区市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、該当する階層の（ ）内に掲げる基準額を適用する。

#### 備考

1 この表において「生活保護法による被保護世帯に準ずると市長が認める世帯」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯をいう。

2 この表において「均等割」及び「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいい、「調整後区市町村民税所得割課税額」とは、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとして計算した区市町村民税所得割の額をいう。

なお、同法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

3 この表において「教育標準時間」とは、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対する1日当たり4時間を標準とする幼児教育の時間をいう。

4 この表において「保育標準時間」とは、法19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対する子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に定める1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育時間をいい、「保育短時間」とは、同条に定める1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育時間をいう。

- 5 教育標準時間認定を受けた場合については表1を、子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払いを含む。）に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日において3歳に達している子どものうち保育認定を受けた場合については表2を、同日において3歳に達していない保育認定を受けた子どもについては表3をそれぞれ適用する。
- 6 備考5の規定にかかわらず、法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受けている子どもの場合においては、表1を適用する。この場合において、表1の第1階層中「又はこれに準ずると市長が認める世帯」とあるのは「若しくはこれに準ずると市長が認める世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親（以下「里親」という。））」と、第2階層中「世帯又は令第4条第1項第4号に規定する養育里親等」とあるのは「世帯」と、表2のA階層中「児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親（以下「里親」という。））」とあるのは「里親」とする。
- 7 区市町村民税課税額を証明することができない世帯については、表1においては第5階層に、表2又は表3においてはE階層の第15階層にあるものとして利用者負担額を決定する。
- 8 同一世帯に、給付の対象となる支給認定子ども及び次の各号（保育認定を受けた支給認定子どもに係る利用者負担月額を決定する場合にあっては、第1号を除く。）のいずれかに該当する子どもがいるときは、これらの子どものうち、最も年齢が高い子ども1人を除き、次に年齢が高い子どもが給付の対象となる支給認定子どもの場合の利用者負担月額はこの表の利用者負担基準額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とし、その他の給付の対象となる支給認定子どもの利用者負担月額は0円とする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（就学免除等により、小学校に入学していない場合又は特別支援学校小学部に在籍している場合で、小学校第1学年から第3学年までの就学年齢と同一である子どもを含む。）。
  - (2) 特定教育・保育施設でない認可幼稚園に在籍する子ども
  - (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
  - (4) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
  - (5) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医

療型児童発達支援を利用する小学校就学前子ども

9 備考8の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯で特定被監護者等が2人以上いるときは、これらの特定被監護者等のうち、最も年齢が高い特定被監護者等1人を除き、次に年齢が高い特定被監護者等が給付の対象となる支給認定子どもの場合の利用者負担月額はこの表の利用者負担基準額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とし、その他の給付の対象となる支給認定子どもの利用者負担月額は0円とする。

(1) 表1の第2階層又は第3階層の世帯（法第28条第1項第3号の定めにより特例施設型給付の支給を受ける者の属する世帯（ひとり親世帯等を除く。）については、調整後区市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯）

(2) 表2又は表3のC階層の世帯又はD階層のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯

10 備考8及び9の規定にかかわらず、次の各号のいずれか及びひとり親世帯等に該当する世帯で特定被監護者等が2人以上いるときは、これらの特定被監護者等のうち、最も年齢が高い特定被監護者等1人を除き、その他の給付の対象となる支給認定子どもの利用者負担月額は0円とする。

(1) 表1の第3階層の世帯

(2) 表2又は表3のC階層の世帯又はD階層のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯

11 備考8、9及び10の規定にかかわらず、表1の第2階層に該当する世帯で、特定被監護者等が2人以上いるときは、これらの特定被監護者等のうち、最も年齢が高い特定被監護者等1人を除き、その他の給付の対象となる支給認定子どもの利用者負担月額は0円とする。

12 支給認定子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39政令第224号）第1条第2号又は第2条第2号に該当する場合で市長が認めるときは、地方税法に規定する寡婦又は寡夫の例により算出した調整後区市町村民税所得割課税額により、表1、表2又は表3をそれぞれ適用する。